

「高齢者肺炎球菌定期予防接種」の説明書 延岡市

■定期接種(接種費用助成)の対象者

接種日に延岡市に住所を有し住民基本台帳に登録されており、①または②に該当する人

- ① 接種日に65歳の人(65歳誕生月の翌月に、市よりハガキを送付)
- ② 接種日に60歳以上64歳で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障がいをする人



★過去に「肺炎球菌ワクチン」の接種を1回以上受けており、医師が「この予防接種を行う必要がない」と認める人は、定期予防接種の対象になりません。

★この予防接種を受ける法律上の義務はないため、「接種を希望している」という本人の意思の確認ができない場合は、接種対象になりません。

★①の対象者で、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、対象者である期間中に高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種ができなかった方は、接種できるようになった日から1年を経過するまでの間は定期接種として費用の助成を受けることができます。かかりつけ医にご相談ください。

★上記対象者以外で接種を希望される場合は、全額自費での接種となります。

■ワクチン：「沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」を1回接種(筋肉内接種)

※100種類ある肺炎球菌の血清型のうち20種類(成人の肺炎球菌感染症の原因の5～6割を占める)を対象としたワクチン。厚生労働省によると、今までのワクチンよりも高い有効性が期待できるとされています。

■助成後の接種料金：3,500円 (医療機関の窓口でお支払いください)

※生活保護受給者は無料(延岡市生活福祉課が発行する受給証明書を医療機関に提出)

■当日必要なもの：対象者ハガキ(ピンク色)、接種料金、生活保護受給証明書(該当者のみ) 氏名や生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード・資格確認証など)

■助成の対象期間：65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで

■肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。日本人高齢者の約1割の鼻や喉の奥にこの菌が常在しているとされており、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。予防接種により、肺炎球菌による肺炎の重症度と死亡のリスクを軽減させることが示されています。※参考「B類疾病予防接種ガイドライン2025年度版」(公益財団法人予防接種リサーチセンター)

「高齢者用肺炎球菌感染症の定期接種についての説明書」(厚生労働省)

(裏面につづく)

高齢者肺炎球菌定期予防接種記録票 (切り取って健康手帳に貼るなどして大切に保管をしてください)

被接種者	(住所) 延岡市		(生年月日)
	(氏名)		昭和 年 月 日生
令和 年 月 日	(接種年月日)	(接種量) 0.5 ml	(ワクチン名/ロット) (実施医療機関名) ゴム印可

市が発行する「予防接種済証」が必要な方は、地域医療政策課(電話22-7066)にご連絡をお願いします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種について（延岡市）

肺炎球菌の予防接種を実施するにあたり、接種を受ける人の健康状態をよく把握する必要があります。そのため、この説明書をよく読んで、別紙、予診票をできるだけ詳しく記入してください。

何らかの理由でご自身での記入が難しい人は、代理人（健康状態をよく把握している家族など）が記入してください。本人の意思が確認できない場合は、定期接種の対象になりません。

厚生労働省
ホームページ



延岡市ホームページ

〔予防接種を受けることが適当でない人〕

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を受けてはいけません。

1. ジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな人
2. 明らかな発熱を呈している人
3. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
4. 過去に「肺炎球菌ワクチン」を接種しており、「再接種の必要性がない」と認められる人
5. 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

↑
定期接種は対象外

〔接種の判断を行うに際し、注意を要する人〕

次のいずれかに該当する場合には、注意して接種しなければいけません。

1. 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな人
2. 予防接種を受けて2日以内に発熱や全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
3. 過去にけいれんの既往のある人
4. 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
5. 本剤の成分やジフテリアトキソイドに対してアレルギーを呈するおそれのある人
6. 血小板減少症や凝固障害がある人、抗凝固療法を受けている人

〔他のワクチンとの接種間隔〕

他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。（医師が特に必要と認めた場合は同時接種が可能）

〔接種後の注意〕

1. 接種後30分程度は安静にして、接種当日は激しい運動を避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。注射したところはこすらずに、清潔に保ってください。）
2. 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがありますが、一般にその症状は軽く、通常数日中に消失します。
3. 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、ただちに医師の診察をうけてください。

※救済制度の詳細は
こちら→



厚生労働省
ホームページ

〔副反応と健康被害救済制度〕

接種後に注射部位の腫れや痛み（約6割）、筋肉痛や疲労感（3～4割）、頭痛や関節痛（1～2割）がみられる事がありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく、通常、数日で回復します。また、非常にまれですが、ショック・アナフィラキシー様反応やけいれんなどの重篤な副反応が報告されています。

定期の予防接種を受けたために、万一、健康被害（予防接種が原因と認められる病気や障害）が発生した場合、法に基づく救済制度があります。本人の請求を受け、健康被害が当該予防接種と因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合は、市が健康被害に対する給付を行います。

接種後、高熱やけいれん、その他異常な症状が現れた時は速やかに医師の診察を受け、下記にご連絡をお願いします。

（担当課・お問い合わせ）延岡市地域医療政策課 22-7066